

分析結果報告書

有限会社柳産業 殿

東京都計量証明事業登録 濃度 第891号
株式会社 むさしの計測

本社 〒190-0031 東京都立川市砂川町8-53-3
第一分析センター 〒190-0031 東京都立川市砂川町4-19-5

代表取締役 川崎 重雄

計量管理者 土井 純男

貴依頼による分析の結果を次のとおりご報告致します。

分析の対象	燃え殻
試料採取日時	令和7年3月3日
試料採取場所	有限会社柳産業
試料名	有限会社柳産業 焼却灰
試料採取の区分	1. 自社採取 ②. 依頼者採取 3. その他
分析の方法	「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第2条第2項第一号の規定に基づき環境大臣が定める方法」 平成16年12月27日 環境省告示第80号
分析の結果	次項のとおり

—備考—

承認	確認
	

2025年4月7日

分析結果報告書

株式会社むさしの計測 様

帝人エコーサイエンス株式会社

〒108-0073 東京都港区三田3-3-8

松山事業所

〒791-8536 松山市西垣生町2345番地

Tel (089) 971-5818 Fax (089) 972-3957

特定計量証明事業者の認定番号 N-0031-01
計量証明事業登録(愛媛県)第環41号(特定濃度)

計量管理者

岩松 匠



ご依頼のダイオキシン類の分析結果を下記のとおり報告致します。

測定媒体：燃え殻

試料名：有限会社柳産業 焼却灰

試料区分：持込試料

分析期間：2025年3月25日～2025年4月4日

採取年月日：2025年3月3日

試料採取者：株式会社むさしの計測

東京都立川市砂川町8丁目53-3

計量の対象	計量の結果		計量の方法
	実測濃度	毒性等量	
ダイオキシン類濃度	0.55 ng/g-dry	0.00062 ng-TEQ/g-dry	平成16年環境省告示第80号

- 備考) 1. ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをいう。
2. 毒性等価係数は、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第3条の規定による。
3. 毒性等量は、定量下限以上の値はそのままその値を用い、定量下限未満のものは0(ゼロ)として各異性体の毒性等量を算出し、それらを合計して算出した。
4. 本報告書の一部を複製する場合には弊社責任者の承認が必要です。